

第3816号議案

第237回福岡県都市計画審議会議案

令和3年2月10日（水）

目次

議案番号	議案	ページ
第 3 8 1 6 号	新宮町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	1 ~ 2

第3816号議案

2 建 第 1 8 4 3 号
福岡県都市計画審議会 殿

建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、次の事項について付議します。

新宮町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

令和3年2月10日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

新宮町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

申請者	敷地の位置	面積	備考
株式会社 坂本工業 代表取締役 坂本 達也	糟屋郡新宮町大字的野字長浦 737-49	1,550.02 m ²	産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類） 処理能力 62.4 t/日

理由

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては卸売市場やごみ焼却場等、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、ただし書の規定に基づき都市計画審議会の議を経た上で、特定行政庁（福岡県知事）の許可を得れば設置することができることとなっています。

申請の施設は、産業廃棄物である廃プラスチック類を選別・破碎・圧縮梱包し、リサイクル資材とするもので廃棄物のリサイクルの推進の観点から循環型社会に寄与する施設であり、建築基準法第51条におけるその他政令で定める施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号：1日当たりの処理能力が5tを超える廃プラスチック類の破碎施設）に該当しているため、許可するものです。